

ボート使用料（その他作業船）

（2023 年 4 月 1 日 改正）

曳き船・作業船 使用料

船舶使用料

基本料金 （1 回 1 時間ごとに）A 31,000 円

基本料金 （1 回 1 時間ごとに）B 39,000 円

A : 松風シリーズ（240PS～440PS） 7 艇

B : 第一さちかぜ（550PS×2 機）、第二さちかぜ（780PS） など

作業内容

ア) 小型タグ作業（対象船舶：総トン数 1,000G 未満）

イ) 進路誘導

ウ) 警戒ブイ作業（投入、撤去作業それぞれ 1 回につき）

エ) その他作業

※その他作業につきましてもお問い合わせください。別途お見積もりいたします。

備 考

（1） 割 増 料

A：時間外割増	17：00～21：59	06：00～07：59	50%
	22：00～05：59		100%
B：悪天候割増	雨、雪、荒天、濃霧		50%
	（荒天については気象庁の発令する諸注意報等による）		
C：日曜祝日割増	12 月 31 日、1 月 2・3 日を含む		50%

（2） そ の 他

- 本表に記載なき事項はその都度の協定によります。
- 内航船には別途消費税がかかります。（円未満四捨五入）